

令和 7 年度

市 民 税
府 民 税
森林環境税

特別徴収のしおり

特 別 徴 収 義 務 者 様

大 阪 府 池 田 市 長



令和 7 年度

市民税・府民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について

平素は、市民税・府民税・森林環境税の特別徴収につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度あなたを地方税法第 4 1 条、第 3 1 9 条、第 3 2 1 条の 4 第 1 項、第 3 2 8 条の 5 第 1 項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 7 条並びに池田市市税条例第 3 9 条の規定により、令和 7 年度市民税・府民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定し、別紙のとおり特別徴収税額を通知いたします。

つきましては、毎月給与の支払い時に月割額を徴収し、これを翌月 1 0 日まで
に納入していただきますようお願いいたします。

個人住民税の特別徴収の実施について(お知らせ)

大阪府と府内市町村では、原則としてすべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収を実施します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による特別徴収（給与からの差引き）が法律で義務付けられています。

給与支払者（事業主）の皆様は法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。



池 田 市

〒563-8666
大阪府池田市城南1丁目1番1号
総務部課税課（市民税）
電話 072(754)6222（直通）
FAX 072(753)5260
総務部納税課（納入についてのお問合せ）
電話 072(754)6225（直通）

- ◎ 特別徴収義務者の指定番号は、特別徴収税額の通知書の左上に記載しています。
- ◎ 池田市からお送りしました納入書以外のものをご使用になる場合（汎用品ご使用等）は、「指定番号」を必ず記入してください。
- ◎ 各人の納付額（月割額）を毎月の給与支払いの際に徴収し、翌月10日（10日が土・日曜、祝休日の場合は翌開庁日）までに納入してください。

徴収月	納期限	徴収月	納期限
令和7年 6月分	令和7年 7/10(木)	12月分	令和8年 1/13(火)
7月分	8/12(火)	令和8年 1月分	2/10(火)
8月分	9/10(水)	2月分	3/10(火)
9月分	10/10(金)	3月分	4/10(金)
10月分	11/10(月)	4月分	5/11(月)
11月分	12/10(水)	5月分	6/10(水)

特別徴収に係る納税者の異動報告について

特別徴収の通知書を送付した納税者に、退職・転勤等の異動が生じたときは、その月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。この届が遅れますと、その納税者が残税額を納入する際、一度に多額を納めることになります。

なお、その方が非課税である場合や残税額を一括徴収する場合であっても、この届出書を提出してください。本しおりの最終ページに白紙の届出書がございますので、コピーしご使用ください。

異動届出書の記入例

納税者が転勤・転籍された場合

転勤・転籍先で特別徴収を継続する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に「1」と記入し、「1 特別徴収継続の場合」の欄も必ず記入していただくとともに、転勤・転籍先の担当者に月割額等をお知らせください。

【注意】

転勤・転職先がご不明な場合は、「1 特別徴収継続」ではなく、「3 普通徴収（本人が納付）」と記入してください。

池田市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

受付印 7 池田 市町村民税 特別徴収 563-00XX 池田市△△町△番○号 〇〇株式会社

総務課 給与 太郎 072-XXXX-XXXX 12345678 池田 太郎 1000001

氏名 イワダ フクマル 池田 ふくまる 特別徴収税額(円) 240,000 源泉徴収額(円) 60,000 未徴収額(円) 180,000

異動年月日 令和7年 11月 22日 異動の事由 1 転勤 2 転籍 3 退職 4 死亡 5 失踪 6 婚姻 7 離婚 8 再婚 9 再婚 10 再婚 11 再婚 12 再婚

① 特別徴収継続の場合（給与所得者で、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。） 563-00XX 特別徴収指定番号 87654321 給与 花子 月割額 20,000 月分 9 月分 12345

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。） 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社

③ 普通徴収（一括徴収しない）場合（②より③に当てはまる場合は本人が納付してください。） 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社 〇〇商事株式会社

納税者が退職・休職された場合(事業所が一括徴収する)

退職・休職等により特別徴収でなくなった税額（未徴収税額）を、最後の給与や退職金からまとめて徴収し、納入する場合は「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に「2」と記入し、「**②一括徴収の場合**」の欄も必ず記入してください。6月から12月までに退職し、本人の申出があれば一括徴収することができます。

【注意】

1月から4月末までに退職した場合は、一括徴収することが地方税法で義務づけられています。

一括徴収した税額は、翌月の10日までに納入してください。

[illegible]

納税者が退職・休職された場合(本人が直接納付する)

退職・休職等により特別徴収でなくなった税額（未徴収税額）を本人が直接納付する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に「3」と記入し、「**3 普通徴収の場合**」の欄も必ず記入してください。

【注意】

特別徴収税額が「0」の従業員の異動についても提出が必要です。

1月から4月末までに退職した場合は、一括徴収することが地方税法で義務付けられています。

[illegible]

納税者が就職・復職した場合(特別徴収に切り替える)

就職・復職などにより特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。開始月が空欄の場合は、池田市の発送予定日に基づき開始月を決定します。開始月や月割額の連絡について希望がある場合は当該欄や通信欄に必ず記入してください。

【注意】

納期限が過ぎた税額は特別徴収に切り替えることができません。

処理は日数を要するため余裕をもってご提出ください。

二重納付を防止するため、ご本人宛に送付された未使用の納付書を同封してください。



受付印

令和 7 年度 特別徴収切替届出(依頼)書

(宛先) 池田市長 令和〇年〇月〇日	特別徴収届出番号等「新届」 12345678	所属・担当 連絡先 電話番号	総務課 格与 太郎
特別徴収義務者 (総与支払者)	フリガナ マルモエ 名称 (氏名)	○○株式会社	
	所在地 (住所)	池田市〇〇町丁目〇番〇号	
	送付先	池田市〇〇町丁目〇番〇号	
	※上記住所が法人の所在地と通知書の送付先を希望の場合は所在地(記入先)		
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
納入者の送付		要	不要

◎次の者について、普通徴収から特別徴収への切替を依頼します。

住所	池田市○○町○番○号		郵便番号 納付通知書番号 (現在番号)	12345678
氏名	フリガナ イタダ フクまる 池田 ふくまる	特別徴収への同意署名 (印)	10	月 分
生年月日	大・中・小 5 年 5 月 5 日	年税額	120.000 円	
		納付済額	1 ~ 2 月	60.000 円
契約番号(印)	9876-54321	月割納付の連結	9 月 30 日	までご通知が必要

特別徴収税額の納入について

納入方法について

給与所得に係る特別徴収税額は6月から翌年の5月までの12回で納めていただくことになります。各人の納付額（月割額）を毎月の給与支払いの際に徴収し、翌月10日（10日が土・日曜、祝休日の場合は翌開庁日）までに納入してください。令和7年度の納期限は2ページ目に記載しています。

納期の特例について

給与の支払いを受ける人数が常時10人未満である場合は、当市所定の「納期の特例に関する承認申請書」（本市HPからダウンロードまたはご連絡ののち郵送）を課税課へご提出いただき、承認を受けられましたら特別徴収税額の納入が年2回〔11月と翌年の5月（納期限はそれぞれ翌月の10日）〕になります。

特別徴収税額を滞納した場合について

納期限後に納入されるときは次の金額を加算してください。

【延滞金】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算します。

なお、今後延滞金に係る地方税法等の改正がなされたときは、改正後の規定によるものとなります。

【督促手数料】

督促状を受けた時は、督促状1通につき50円。

納入場所等について

金融機関で納入される場合は、『特別徴収納入書』の裏面を参照し、記載の金融機関の本・支店で納入してください。なお、令和7年3月31日をもって、りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行・但馬銀行の4行では、池田市のeL-QR印字がない納付書（特別徴収税額の納入書を含む）の窓口での取り扱いを終了しました。

金融機関で納入する以外に、eLTAX（エルタックス）の「共通納税」を使用し、電子納税（ダイレクト納付・インターネットバンキング・ATM・クレジットカードによる納付）が可能です。詳しい手続きや操作方法は、eLTAXホームページ内の「共通納税」ページをご確認ください。

納入書の発行について

納入書が必要な場合は、納税課（直通電話：072-754-6225）へお問い合わせください。お問い合わせの際は、指定番号のご準備をお願いします。

退職所得等に係る市・府民税の納入について

退職手当等の支払いをされた時は、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引書」に基づいて、翌月10日までに納入してください。納入書は給与分の納入書と同一ですので退職所得分の欄に金額を記入してください。（下記の「納入書へ加筆する場合の記入例」を参照してください。）

なお、納入書の裏面が納入申告書となっておりますので、所要事項の記入を忘れないようにお願いします。

また、納入申告書には、支払者の法人番号を記入していただくことになりますのでご注意ください。

納入書へ加筆する場合の記入例

税額の変更や、延滞金・督促手数料の加算、退職所得分の市・府民税の加算が発生する場合には、納入書に訂正・加筆をしていただくことになります。以下の記入例では、督促状を受けた時に納入する場合と、退職所得分を加算する場合を記載しています。

税額変更が発生した場合には、金額変更後の納入書をお送りしますが、到着が間に合わない場合は、訂正・加筆をしたうえで納入してください。

なお、記入例では「領収証書、納入書、納入済通知書」のうち、領収証書部のみ掲載していますが、実際の記入においては、3つともに記入してください。

※訂正・加筆を行う際は黒ボールペンで記入してください。

督促手数料を加算する場合の記入例

大阪府 池田市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 (特別徴収) 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
272043	00970-7-960032	池田市会計管理者
令和7年6月分	指定番号	納入金額(1)
	12345678	123,400 円
納入すべき金額を(1)の欄に記入してください。給与分以外の金額がある時、又は(1)の欄の金額訂正は(1)の欄を横線で抹消し、(2)の欄へ記入してください。	給与分 -特別徴収 分を含む	123400
納入	退職所得分	
金	延滞金	
納期限	令和7年7月10日	督促 手数料
		50
(2)	合計額	123450
(特別徴収義務者) 〒 563-00XX 住 所 池田市〇〇町〇番〇号 または 所在地 氏 名 〇〇株式会社 または 名 称		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

退職所得分を加算する場合の記入例

大阪府 池田市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 (特別徴収) 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
272043	00970-7-960032	池田市会計管理者
令和7年6月分	指定番号	納入金額(1)
	12345678	123,400 円
納入すべき金額を(1)の欄に記入してください。給与分以外の金額がある時、又は(1)の欄の金額訂正は(1)の欄を横線で抹消し、(2)の欄へ記入してください。	給与分 -特別徴収 分を含む	123400
納入	退職所得分	578300
金	延滞金	
納期限	令和7年7月10日	督促 手数料
(2)	合計額	701700
(特別徴収義務者) 〒 563-00XX 住 所 池田市〇〇町〇番〇号 または 所在地 氏 名 〇〇株式会社 または 名 称		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額の納入に近畿2府4県以外のゆうちょ銀行を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、下段の「指定通知書」を当初納入の際に該当のゆうちょ銀行へご提出ください。

なお、昨年度から引き続き利用される場合は提出の必要はありません。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長様

_____ 郵便局長様

池 田 市 長



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・府民税及び森林環境税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号 貯業2第228号

口 座 番 号 00970-7-960032

加 入 者 の 名 称 池田市会計管理者

取 り ま と め 局 大阪貯金事務センター^①

-----✂----- 切り取り線 -----✂-----

海外へ出国する場合の住民税の手続きについて（納税管理人の申告）

納税管理人とは、納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続き（納税通知書の受領・納税・還付通知及び還付金の受領など）を行う方をいいます。

納税義務者が海外へ出国されるなどの理由により、納税に支障のある場合（納税通知書の受領や納税ができなくなるなど）は、特別徴収義務者として一括徴収をしていただくようお願いいたしますが、一括徴収が困難な場合や次年度も税額が発生する可能性がある場合は、出国される前に納税義務者から納税管理人の申告が必要となります。

詳しくは、課税課（直通電話：072-754-6222）へお問い合わせください。お問い合わせの際は、指定番号のご準備をお願いします。

eLTAX(エルタックス)に関するご案内

eLTAX(電子申告)を利用されていない事業所様へ

給与支払報告書等の提出や特別徴収税額の納入には、「地方税ポータルシステム(eLTAX)」をぜひご利用ください。eLTAXとは、地方税の手続きについてインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAXを利用するメリット

- 国と地方自治体にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して提出することができます。また、給与所得者異動届出書や特別徴収切替届出（依頼）書等の届出も電子で提出することができます。
- 自宅やオフィスからインターネットで提出することができます。市役所に書類を持参・郵送する必要がありません。
- 複数の地方公共団体に対する手続きを一度に行うことができます。
- eLTAX対応ソフトPCdeskを使用することで、申告書を簡単に作成することができます。
- eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告データを使用できます。
- チェック機能があるため、入力誤りや計算誤りを防ぐことができます。

特別徴収税額通知の電子化について

eLTAXを経由して給与支払報告書を提出した場合に限り、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法を電子または書面から選択できます。

受取方法の変更を希望される場合は、手続きが必要になります。詳細はホームページをご確認ください。
(ホーム>くらし・手続き>税金>個人住民税>特別徴収税額通知の電子データ受取について)

問い合わせ先

- eLTAXに関すること eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

申請書ダウンロード手順

以下の届出書・申請書等について、池田市ホームページからダウンロードできます。

ダウンロードできる様式（ホーム>申請書ダウンロード>税金など）

- ① 給与支払報告書 及び 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）
- ② 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ③ 特別徴収切替届出（依頼）書
- ④ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
- ⑤ 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
- ⑥ 納税管理人申告書

受付印

7 付目

7

号
番
理
整

[illegible]

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	〒 在	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話	新しい勤務先へは、		月割額 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	を 円	月分
法人番号	名称	フリガナ						受給者番号	納入書の要否 (所願の場合のみ記載)
									☐ 不要 ☒ 必要 ☐ 1

※新しい勤務先が法人の場合は、ご郵送の上記入してください。

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

1. 異動年月日が2月31日以前でかつ本人からの申告があったため。 ←	徴収予定額 (円)と回数を 右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	---------------------------	---

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください）

別 徴 収 金 額

1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。

2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収額(☆)を一括徴収できないため。

3. 死亡による退職のため。

7 年 度

月分以降の月割額

は

別	徴	収	金	額	1	特別徴収義務者を変更	2	普通徴収切替	3	一括徴収	4	その他
別	徴	収	金	額	1	特別徴収義務者を変更	2	普通徴収切替	3	一括徴収	4	その他

市町村処理欄

[illegible]

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

[illegible]